

第19回 ひがしみの農業祭農畜産物・食品等即売会参加者募集

1. 開催日時

令和5年11月12日（日） 午前9時 ～ 午後2時

2. 開催場所

東美濃ふれあいセンター及び周辺

3. 出店者

出店できるものは、原則的には東美濃管内に居住する農業者、農業者団体、農業祭に協賛する組織に関係する者とする。但し、ひがしみの農業祭実行委員会長が認めれば、他地区の個人・団体も出店できるものとします。

4. 出店申込

出店を予定する方は、JA各支店・アグリセンターを通じて農業祭実行委員会へ出店申込関係書類（別紙様式第1号、第1号の1、第2号及び表明確約に関する同意）に必要事項を記入し提出ください。（申込書類は、JA各支店・アグリセンターにあります。）

5. 出店者の審査決定

申し込みのあった方について、農業祭実行委員会で審査し決定いたします。

6. 出店物の種類

（農畜産物即売）

① 農産物の種類及び出品規格

規格は出店者（個人・団体）の独自のものとし、出店物について種類・内容数量を申込書に記入し、農業祭実行委員会へ提出ください。

（飲食物即売）

② 飲食物の種類

飲食物の販売に関しては、保健所への届出が必要になります。販売したいものについて種類・内容を申込書に記入し、農業祭実行委員会へ提出ください。

7. 搬入及び片付け

搬入・片付けについては、出店を認められた個人・団体が行うものとする。但し、搬入については前日午後12時から午後5時又は当日午前8時までに行なってください。また、片付けは当日午後2時以降に行うものとします。尚、コンパネや机、発電機、ガス等は必要な出店者が各自で準備するものとします。

8. 販売

① 販売については、出店する個人並びに団体で行うものとする。

② 販売単価の設定は、個人・団体が責任を持って設定ください。

③ 販売代金については、出店者の収入になるものとしますが、最終の売上金の報告を農業祭実行委員会へしてください。

- ④ 販売に関する品質等の苦情については、出店者が全責任を負うものとします。
- ⑤ ガス等火を扱う場合は、必ず消火器を各自持参して売場に備えてください。
- ⑥ 消費税については、農業祭会場は飲食スペースを設置するため、飲食を伴うものは基本10%とし、持ち帰り申告があった場合は、各自8%対応とする。

9. 協賛金

- ① 農業者の場合は、売場の一区画（テントの1/2、横幅約3m）当り4,000円とします。
- ② 農業者以外及び他地区の個人・団体の場合は、売場の一区画（テントの1/2、横幅約3m）当り14,000円とします。
- ③ Aコープ関係の出店は、Aコープ単位で1Aコープ当り5,000円とします。

※協賛金の振込手数料につきましては、恐れ入りますが、協賛者にてご負担をお願いいたします。